

(第34条関係)

## 無通告調査の実施に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県有機農産物等認証業務規程第34条第3項の規定に基づき、無通告調査の実施に関する事項について規定する。

(調査)

第2条 県は、認証生産行程管理者等が、その後も継続して認証の技術的基準を満たしていることを確認するため、同者等に事前に通知して行うほか、同者等の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うもの（以下、「無通告調査」という。）とする。

(調査等手数料)

第3条 県は、無通告調査を実施するときは、調査手数料を徴収しないものとする。

(検査)

第4条 無通告調査は、書類審査と実地検査により当該農林物資に係る認証の技術的基準との整合性を確認するものとし、無通告調査業務マニュアルは別に定める。

(実地検査計画書の作成)

第5条 県は、無通告調査を実施する時は実地検査の計画書は作成せず、申請者に通知しないものとする。

(検査報告書の作成及び報告)

第6条 検査員は、無通告調査を行ったときは、無通告調査の結果に係る報告書（以下「無通告調査報告書」という。）を速やかに作成し、県へ報告するものとする。

(判定分科会)

第7条 鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会は、無通告調査報告書等に基づき審議を行い、認証の可否について意見を述べるものとする。ただし、最終判定は行わないものとする。

(検査結果のレビュー及び判定)

第8条 判定員は、無通告調査報告書等及び判定分科会の意見等により、継続して認証の技術的基準を満たしているか判定を行うものとする。

2 県は、無通告調査の結果、改善すべきところがある場合は、認証生産行程管理者等に対し別記様式第24号に定める改善報告書を求め、再判定を行うものとする。

(認証書の交付及び再交付)

第9条 知事は、無通告調査の結果、認証の技術的基準に適合すると認められる場合はその旨を認証生産行程管理者等に通知し、継続認証通知書は交付しないものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月19日から施行する。